

千葉県営水道事業中期経営計画評価会議設置要綱

(目的)

第1条 千葉県営水道事業中期経営計画（令和3年度～令和7年度）（以下「計画」という。）の事業等の達成状況及び計画の策定等について、学識経験者等から客観的な評価を得、意見を聴き、計画の推進に資するため、千葉県営水道事業中期経営計画評価会議（以下「会議」という。）を設置する。

なお、本会議は、地方公営企業法第14条の規定に基づき設置される附属機関の性質を有しない。

(委員)

第2条 会議は、5名以内の学識経験者等の委員で構成する。

2 委員は、企業局長が選任する。

3 委員を選任する期間は5年以内とし、計画開始年度の翌年度4月1日から計画最終年度の翌年度3月31日までとする。

(委員の所掌事項)

第3条 会議の委員は、計画に掲げられている事業等に係る企業局内部の評価結果について、評価をする。

2 会議の委員は、会議に付議される事項等について、意見を述べる。

(座長)

第4条 会議に、座長を置き、座長は会議の進行を行う。

2 座長は、委員の互選により選出する。

3 座長に事故があるときには、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を行う。

(会議の運営)

第5条 会議は、企業局長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 会議の庶務は、管理部総務企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。